

第2回社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会

1. 日 時 平成19年10月15日（月）13:00～15:00

2. 開催場所 全国都市会館3階「第1会議室」
千代田区平河町2-4-2

3. 議事次第

(1) 開会

(2) 議題

(1) 社会保障カード（仮称）導入により目指す効果

(2) 論点の整理

(3) その他

(3) 閉会

4. 出席委員等

(委員)

大江和彦委員、大山永昭座長、駒村康平委員、高山憲之委員、辻本好子委員
堀部政男委員、南 砂委員、山本隆一委員 (五十音順、敬称略)

(オブザーバー)

伊藤 仁 内閣官房情報通信技術（IT）担当室内閣参事官

山内 徹 内閣官房情報通信技術（IT）担当室内閣参事官

望月明雄 総務省自治行政局市町村課住民基本台帳企画官

塚田桂祐 総務省大臣官房参事官（企画担当）

藤井信英 総務省自治行政局自治政策課課長補佐

谷内田益義 東京工業大学大学院理工学研究科特任准教授

(厚生労働省)

薄井康紀 厚生労働省政策統括官（社会保障担当）

香取照幸 厚生労働省参事官（社会保障担当参事官室長併任）

黒川弘樹 厚生労働省社会保障カード推進室長

5. 議事内容

○ 大山座長

定刻になりましたのでただいまより第2回社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会を開催いたします。委員の出欠状況について報告いたします。本日は田中委員、樋口委員が御欠席でございます。駒村委員につきましては所要のため遅れるとの連絡を受けています。また、本日は前回御欠席でした堀部委員に御出席いただいておりますので、一言お願いしたいと思います。堀部委員、お願いいたします。

○ 堀部委員

堀部です。前回9月27日は個人情報保護に関する国際会議がありまして、それに出席していたものですから、欠席いたしました。失礼しました。この社会保障カードも仮称というふうになってはいますが、これにつきましては

個人情報保護の観点などからも、いろいろ論ずべき課題は多いかと思えます。大山座長とともに住民基本台帳ネットワークシステムの問題につきまして今から8年前、1999年5月からずっと大変な状況がありまして、法的な側面でもほとんど経験してきていますので、また、ここでもそういう観点からいろいろ発言させていただきたいと思えます。とりあえず以上です。

○ 大山座長

ありがとうございました。なお本日は東京工業大学特任准教授の谷内田様に御出席いただいております。後ほど議事の中で説明をいただくことになっております。それでは議事に入ります。まず事務局から資料の確認をお願いいたします。

○ 事務局

資料の確認をお願いいたします。まずお配りした資料が議事次第、配布資料、座席表というそれぞれ1枚紙がございました後に

資料1 社会保障カード（仮称）の導入により目指す効果の例

資料2 社会保障カード（仮称）を用いたサービス利用（イメージ）

資料3-1 主な論点の整理のまとめ（案）

資料3-2 主な論点の整理（案）

資料4 ICカードについて

資料5 公的個人認証サービスについて

そのあとに参考の1から4として4セットについてございますので、御確認いただければと思えます。

○ 大山座長

資料の不足はございませんか。大丈夫みたいですね。それでは議事に入らせていただきます。本日は前回の御議論を踏まえ、具体的な論点について議論をしたいと思えます。その前に前回の委員からお求めのありました、社会保障カード（仮称）の導入の効果、社会保障カードを用いたサービスの利用（イメージ）について事務局から説明をお願いしたいと思えます。

○ 事務局

まず資料1、横長1枚紙を御説明させていただきます。前回先生方から「社会保障カードを導入すれば、こんなことが期待できるということをやちゃんと説明する必要がある」という御指摘をいただき、その御指摘に対応させていただく資料ということでございます。

内容でございますけれども、「例えばこういう仕組みとした場合」といったように、これから御議論していただく内容についても、一定の前提を置いております。逆にここでは挙げておりませんが、今後議論をしていただく中で可能となることもあると思えますので、こちらはあくまでも議論をするためのイメージをつかむものということで御理解いただければと思えます。

資料ですけれども、社会保障カードにつきましては、年金や医療、介護における被保険者証としての機能や年金記録等の電子情報の閲覧機能、こういったものが期待されておりますけれども、導入の効果といたしましては、真ん中の矢印にありますように、(1)、利用者の利便性向上、つまり便利になるということでございます。(2)、安全・安心な自己情報の入手・管理ということで、医療や年金に関する自分の情報を安心・安全な形で入手、管理することができるよ

うになる。(3)、事務の効率化、という3つの大きな導入のメリットがあると考えてございます。まず、利用者の利便性についてでございますけれども、現状と導入後を対比してございます。まず、左の一番上、現状の一番上でございます。現状、年金・医療・介護といった制度ごとで別々に被保険者証といったものが交付されている。そのため複数の手帳や保険証を管理する必要があるということでございます。例えば年金手帳のようにあまり頻繁に使わないものは、どこにあるかわからなくなったりとか、もらったかどうか定かでないということが起こったりするということがございます。2つ目の点でございますけれども、健康保険証は現在1人1枚化が進んでおりますけれども、まだ世帯に1枚という保険者もございますので、そういった場合、例えば家族が同時に病気になった場合に、1人は本物の保険証を使えますけれども1人はコピーで対応するといったことが起こり得るということでございます。3点目は検認、住所異動、転職ということでございますけれども、現在保険者は定期的に、例えば被扶養者の資格があるかどうかということを確認する検認を行っております。その際には、保険証を回収したり、一時的に保険者に預けるということをしております。また住所を異動した場合や転職した場合、例えば保険者を移動した場合は、当然保険証をいったん返納して、新しい保険者からまた新しい保険証をもらうということになりますので、一時的に保険証が手元なくなるということが起こり得るということでございます。こういった状況が、カードを導入することによってどうなるかということでございますけれども、右上の枠に移ります。ばらばらだった幾つかの保険証が1枚になって管理がしやすくなる。その1枚を持っていけば医療機関などどこでも利用できるようになるということでございます。パスモとスイカと2枚持っていたのをパスモだけでバスやJRにも乗れるようになるとか、そういったイメージであると思います。また1人1枚になりますので、家族が同時に病院にかかることも可能であるということになります。2つ目は前提としては保険者に関する情報、つまり、どの保険者に属しているかといった情報をICチップであったり券面、カード自体に持たせず、外部のデータベースに保存することとして、そのデータベースに随時アクセスするというにした場合、転職や住所を異動した場合であっても、カード自体の情報は書きかえる必要がなく、データベースの情報を変更すれば済むということになりますので、カードを返納する必要がなくなる。引き続きそのまま利用することができるということになりますので、便利になるということでございます。また、このことは加入手続きに漏れがあれば把握ができるということになりますので、加入漏れの防止にもつながるということになります。次に3点目でございますけれども、カードの機能について、オンラインで手続きを行う際に、手続きを行っている人が本当にその人本人であるかという確認、本人確認ができるという仕組みとした場合ですけれども、社会保障カードを利用して行政機関への申請・届出というものが自宅のパソコンから電子的に行うことができるようになるということでございます。また、最後には希望者の方につきましては、身分証明書としても利用することができるようになるということでございまして、こういった便利な面があるというふうに考えております。次に安全・安心な自己情報の入手・管理ということでございます。左の上から2つ目の枠でございます。現在は被保険者証が紛失・盗難にあった場合ですけれども、住所などの情報が券面に載っておりますので、個人情報簡単に漏れることになるということがございます。お金を借りるということや携帯を借りるということに利用できますので、被保険者証を悪用される可能性もある

ということがございます。また入手できる自分の医療費や年金などに関する情報というのは、一定程度限られており、かつ、保険者の窓口に行くといった手続きが必要だということで、請求に手間がかかるということでございます。こちらはカードの導入によって、右の上から2つ目の枠になりますけれども、カードの紛失・盗難の場合であっても、ICチップのセキュリティ度合いが高いということもございますので、プライバシー性の高い情報が盗まれたり悪用されたりすることはないということになります。また2つ目ですけれども先ほど申し上げたように、カードの機能について、本人確認ができる仕組みとした場合ですけれども、いつでも自宅のパソコンから自分の年金記録を安全に確認することはできるということになりますので、自分の年金記録が確認できて安心できるということでございます。かつ、そういったものを安全な形で行うことができるということでございます。また家にパソコンがない場合であっても、例えば社会保険事務所といったところに端末を設置して、記録を確認することが可能になるということでございます。また年金情報だけでなく希望者の方については、自分の医療費の情報等を見ることができるようになるということでございます。また、年金受給者の方は住所、支払い機関の変更というものをオンラインでできるようになる。家のパソコンから行うことができるようになるということでございますので、こういった手続きができて便利になるということだけでなく、そういう便利な手続きを安全・安心な形で行うことができるようになるというふうなメリットがあると考えています。次に事務の効率化ということでございますけれども、左の一番下の枠になります。現在医療機関、保険者等において各制度の各保険者が被保険者証というものを発行しておりますし、また医療機関の窓口では紙の被保険者証ですので被保険者番号などを手作業で例えば転記をする。そうするとやはり転記ミスなどが起こって、医療費の過誤調整を行う必要が出てくることが思いのほか多く起こっているということでございます。また、転職などによって加入する医療保険が変更になった場合、前の被保険者証で受診をするということがやはりありまして、資格喪失後受診についても一定の事務が発生しているということでございます。こういったものには右の一番下の枠になりますけれども、医療機関や保険者の事務が効率化されるということでございまして、各保険者が個別に各種の被保険者証を発行する必要はなくなりますし、カードの読み取りによって自動転記されまして、転記ミスがなくなるということもございます。また、オンラインで資格確認を行った場合は、資格喪失後受診があった場合にそれを把握できるということでございますので、これらの結果事務コストが一定程度削減されるということも考えられるのではないかとこのように考えられております。以上が資料1でございまして、社会保障カード（仮称）の導入によって目指す効果の例ということでございます。次に資料の2の方に移らせていただきます。社会保障カードを用いたサービス利用（イメージ）ということでございます。社会保障カードを用いてどのようなサービスをどのように利用するかということに関係者も含めた現在図というイメージになっております。真ん中の上が加入者ということになっておりますけれども、1人1枚社会保障カードを持っているということでございます。券面に何を載せるかということは当然今後議論ということになりますけれども、いずれにせよ鍵の管理にすぐれた安全性能の高いICカード、例えばそういったものを持っているという状態があります。それを踏まえて右下、サービスの利用ということでございます。先ほど被保険者の情報をICチップや券面といったカード自体に持たせず外部のデータベースに

保存するという事を申し上げましたけれども、具体的にはこういった右下にあるように、病院を利用するときにサービス提供者にカードを提示する。そこでオンラインで即時の被保険者資格の確認がなされるということでございます。その照会先のデータは左下にありますように、各保険者が被保険者の資格情報を入力・更新することになって、その時点での被保険者の情報を正確にあらわすことになるということでございます。次は閲覧機能でございますけれども、左上になります。オンライン上でカードの使用者の本人確認が行える仕組みとした場合ですけれど、自宅のパソコンのカードリーダーに社会保障カードを差し込むことで、左上にありますように自分の年金情報などをいつでも閲覧・確認ができるようになるということでございます。希望される方についてはレセプトなどの情報も安全な形で閲覧することができるようになるということでございます。同じような仕組みで厳格な本人確認を行う機能があれば、右上にございますように行政機関への各種申請・届出といったものを電子的に行うことができるようになるということございまして、政府全体として各種申請や届出といったものを電子的に行うことができるようにしまして、例えば窓口に行く必要がなくなるとか、そういった利便性の向上やサービスの質向上を図ろうということを押し進めておりますので、社会保障カードを利用してより多くの方がこういった電子手続きを行うことができるようになるということが期待されるということでございます。以上が資料の1と2になります。今回それに加えまして参考の1から4という形で前回の御議論などを踏まえた資料をつけ加えさせていただいております。資料5の後になるんですけれども、参考の1ということで、簡単に触れさせていただきます。参考の1、主な適用関係手続きに伴う年金手帳等の交付・返納の流れ及び手続きの効果ということでございます。現在、健康保険や厚生年金といったものでどういった手続きがどのような流れで行われているかということ参考としてつけ加えさせていただいております。資格の取得届けや扶養者届けといったものが、どういった流れで作業されているかということをつけておりますので、こちらは後ほどごらんになっていただければと思います。参考の2でございますけれども、健康保険組合等の個人情報保護、情報セキュリティ対策ということでございます。前回御指摘があったように健康保険組合などでどういったセキュリティ対策が行われているかということでございます。健康保険上の秘密保持義務であったりとか、あとは個人情報保護に関する法律、またそれに基づくガイドライン、レセプトのオンライン請求に係るセキュリティに関するガイドラインというものがあつたということでございます。次は参考の3でございますけれども、社会保障分野にカードを導入している主要国の例ということでございます。例としてアメリカ、フランス、ドイツを挙げておりますけれども、各国どういったものが導入されているかということ参考として挙げております。参考4は各制度におきまして、どの程度加入者がいるかといったこと、給付状況ということでございますので、これを参考としてつけさせていただきますので、また後ほど御参照いただければと思います。以上でございます。

○ 大山座長

ありがとうございました。ただいま説明をいただきました社会保障カード導入による効果、社会保障カードを用いたサービス利用のイメージに関しまして何か皆様方から御質問、御意見等があればと思いますが、いかがでしょうか。前回の皆様方、委員の方の御希望でこのような資料を今日そろえていただいた

ということです。

○ 高山委員

新しいカードを導入するに当たっては、どのようなメリットがあるかを具体的にイメージできることが大変重要なことだと私も思っています。こういう形で整理をしていただいたものを出していただいたことを感謝しております。従来、やっていたことをこのカードによってこういう形で代替しますという話だけでなく、カードを導入することによって従来できなかったこと、新しいこともできるんですよという情報の情報もやはり重要ではないかと思うんです。そこでの論点というのは恐らく双方向性ということだと思います。今までは役所の方から一方的に加入者にいろいろな形で連絡がある。あるいは加入者本人が情報を上げる形という、何か双方向というのは余り意識しないで一方的な関係だったと思うんです。ところがこういうカードを利用し、ICチップを利用したりして、オンライン化したデータにアクセスできる。そこにおける記録の閲覧だとかあるいは修正、そういうようなものが本人からできるということのメリット。あるいは今、問題になっているような年金の加入漏れのようなものが、このようなものを利用すればもう今後はなくなりますとか、そういう論点が重要ではないかと思えます。もう1点は恐らくこのカードを導入することによって、行政における業務の主たる内容が多分変わっていくということだと思います。従来紙ベースやいろいろなもので、記録の確認だとか点検だとか、そういうものに現業のかなりの部分の時間とエネルギーとかお金を割いていたと思うんですが、そういうことがかなり機械化されてオートマチックにできるようになる。そのためにマンパワーをもっと別の仕事に振り向けることができ、新しい行政需要に対応するということができるようになるということだと思います。あるいはこういう機械化することの最大のメリットは、やはり人間による入力ミスが自動的になくなる。カード番号がついていますから、それですと通すだけで入力ミスがなくなるという点もあります。そういう点が誰にもわかるような形で、わかりやすく整理されることを期待しております。それから本当のねらいは恐らく行政の効率化ということでお金の問題だと思うんですけども、お金の節約がどこでどういう形でできるか、あるいは新規にカードを導入するにあたって当然お金はかかるわけですけども、ただそこを具体的に詰める話は、恐らく将来の課題になるのではないかというふうに思います。以上です。

○ 大山座長

ありがとうございました。重要な点を3つほど御指摘いただいたと思います。ほかの皆さん方、いかがでしょうか。何か今の件について事務局から答えはありますか。

○ 黒川社会保障カード推進室長

最初におっしゃっていた双方向性とかそういう新しいことの関係について言いますと、とりあえず社会保障カードの検討は資格証としての活用とそれから情報の閲覧ということで入っていますのでこういうまとめになっています。1つこの中に行政機関への申請・届出を自宅のパソコンから電子的に行うことができるというのを書かせていただいています。この関係の話というのは、まさに電子政府、電子自治体の取り組みそのものでありまして、電子政府、電子自

治体の取り組みというのは、おっしゃるとおり双方向性の話でありますとか、それから行政事務の効率化なりそこで省力化された人員を新しい行政需要に振り向けるとか、入力ミスを防止するとか、そういったものを踏まえた、そういうことをねらいにした取り組みでございます。まさに社会保障カードの取り組みなり発展、拡張性がそういったところにも貢献していく可能性を秘めたものではないかと考えています。ですから今後の議論の中でそういったところも具体的に何か提示できるものがあれば、盛り込んでいきたいというふうに考えています。それから最後におっしゃった費用負担といいますかお金の節約のところについては、現在のところでは構想自体の内容が検討途上なので試算はできておりませんが、この検討会の中では何がしか構想を取りまとめていく中で大まかな概算のようなことをして、どれくらい節減できるのかどうかというあたりについても検討していきたいと考えております。

○ 大山座長

ありがとうございました。皆様方、いかがでしょうか。また後で議論の時間をとらせていただきます。もしないようであれば先に進めさせていただきたいと思っております。それでは次に社会保障カードの主な論点について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○ 事務局

それでは主な論点の整理案につきまして資料3-1と資料3-2に沿いまして事務局より説明を申し上げます。まず、本日、事務局で御用意させていただきました資料、主な論点の整理のまとめと主な論点の整理につきましては、事務局として論点となり得ると考える点についてまとめました、現時点での案でございますので、検討会での御意見を踏まえまして論点の追加・修正を行わせていただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願いたします。2種類の資料のうち、資料3-1の方が論点の整理のまとめでございます、資料3-2におきまして四角囲みの中で資料3-1のまとめ版の内容を再掲した上で、その下に必要に応じて詳細な御説明を載せております。本日は資料3-2の方に沿いまして御説明を差し上げたいと思っております。では、資料3-2でございます。まず冒頭に論点の整理に当たりまして検討の方向についてお示ししております。1点目が利用者の利便性を高めるため、年金・医療・介護分野での活用を検討しつつ、他の社会保障分野における将来的な用途拡大を妨げないものとする。また保険者等の事務効率化にも資する仕組みとする。2点目がプライバシーの侵害や情報の一元的管理に対する不安を解消する。3点目、これは当然の話であります、費用対効果にすぐれた仕組みとする。以上の3点でございます。次からが個別の論点についてでございます。まず「1. 対象分野」社会保障カードの対象分野につきましては、本年7月5日の政府・与党取りまとめ、及び7月26日のIT戦略本部の重点計画2007において記載されておりますとおり、まずは年金・医療・介護分野でスタートし、1人1枚のカードを交付して、年金・医療・介護の被保険者証、手帳としての機能を持たせるとともに、希望する方が社会保険事務所等の端末や自宅のパソコンから年金記録、レセプト情報、特定健診の情報などを閲覧できるように検討することとしてはどうかと考えております。また、次の2ページ目でございますが、年金・医療・介護以外の社会保障分野にまで機能を広げることや、電子的に閲覧可能な情報の拡大に対応し得るような仕組みとすることを検討する必要があるのではない

かと考えています。次に「2. カードの要件」についてでございます。社会保障カードの機能、仕様につきましてはセキュリティ確保のため鍵の管理にすぐれたICカードを導入し、カード紛失時等の収録情報の漏えい、悪用を防止する仕組みとすべきではないか。またカードの仕様は国際標準に準拠したものとし、安全性の確保、将来の用途拡大に対応できるものとするべきではないか。次にカードに収録する情報についてでございますが、これは詳細は3ページにございますけれども、ICカードを利用した際のデータの記録・管理方法といたしましては、1つにカード券面への記載、2つにカードのICチップへの書き込み、3つ目にカードによりアクセスできるデータベースの構築の3つの方法が考えられるわけですが、このうちカード券面への記載やICチップの書き込みについてはプライバシー保護の必要性、収録情報の書きかえを必要最低限とすること、データベースにアクセスする方が常に最新の情報を得られることから、できる限りカード券面への記載やICチップへの書き込みを本人確認のために必要な最小限とするのが適当ではないかと考えております。次にカードを用いて電子的に情報を閲覧する際の本人確認等についてでございます。社会保障分野の個人情報、プライバシー保護の必要性が高い情報が含まれ、適正な取り扱いを確保する必要があることから、カードの使用者の本人確認をその必要性に応じて行う必要があるのではないかと考えています。この点につきまして現在オンラインでの行政手続きにおける厳格な本人確認手段として利用されている、公的個人認証サービスというものがございます。これにつきましては後ほど総務省様から詳しく御説明をいただく予定になっておりますが、公的個人認証サービスは、地方公共団体という公的主体がみずから運営し、最も高いレベルのセキュリティや信頼性を有するサービスであることから、同サービスの社会保障カードへの活用を検討すべきではないかと考えています。また、この公的個人認証サービスの仕組みを用いますれば、社会保障制度を含む各種の行政手続きについて利用者の方の方に窓口に来ていただいたり郵送するといったようなことが不要となる電子申請についても、社会保障カードを用いて行うことが可能となり、利用者の利便性を一層高めることにつながるのではないかと考えております。次に4ページの「3. カードの発行・管理のためのデータベース」についてでございます。社会保障カードを発行するためにはカードの収録情報を管理するデータベースが必要となりますが、現在各保険制度、医療・年金・介護がございまして、各保険制度の加入者資格情報のデータベースというのは、各保険者ごとに管理がされておりますので、こうした各制度のデータベースの資格情報を結びつける必要があるのではないかと。その場合プライバシーの侵害、情報の一元的管理に対する不安を解消するため、必要最小限の結びつき方法を検討すべきではないか。また、その際、現在各保険制度ごとに番号が付番されております被保険者番号の扱い等についてもどう考えるか検討することが必要だと考えています。また、資格情報のデータベースにつきましては、情報セキュリティ等に関するルールを検討すべきではないかと考えています。次に「4. 利用制限」についてですが、例えばカードの収録情報が本人以外の者によって目的以外に活用されること等の不安を解消するため、収録情報に応じた利用等の制限を検討すべきではないかと考えております。次のページ、5ページ目でございますが、「5. 発行方法等」につきまして。まずカードの交付名義、発行方法についてどう考えるか、検討する必要があると考えています。交付名義となり得る主体については、国、地方公共団体、保険者等があり得ると考えています。発行に当たっては厳格な本人確認を行いつつ、利用者

の利便性、また費用対効果にすぐれた方法を検討すべきではないかと考えております。また、カードの交付開始時には一時的に発行が集中することが予想されるため、その対応も必要であると考えております。次に「6. 費用負担」についてでございます。これについては社会保障カードがどのような仕組みとなるのかが定まらない段階ではなかなか決めるのが難しい問題ではございますが、カードを導入に要する費用やカード導入による費用・事務負担の削減効果等を踏まえて検討すべきではないかと考えています。最後に「7. その他」についてでございますが、まず1点目、社会保障カードにつきましては、希望があった場合に写真つきの身分証明書として使えるようにするとされておりまして、その発行方法等について検討をする必要があるのではないかと考えております。次に技術の進展等に対応するため、カードについては有効期限を設定することなどについて検討を行う必要があるのではないかと考えております。最後に社会保障カードの検討におきましては、情報閲覧の対象となります年金情報、医療の情報、介護の情報、各分野において構築されておりましてデータベースのセキュリティなどの状況を視野に入れて検討すべきではないかと考えております。以上が、主な論点の整理についての御説明になります。

○ 大山座長

ありがとうございます。議論はこの後にさせていただきたいと思っております。引き続き関連資料の説明があります。前回ICカードの基本的な性質、海外の導入事例等について保険医療情報システム工業会から説明をいただきましたけれども、説明が不足していたということもありまして、今一度ICカードの基本的な特徴につきまして、および性能等について簡単におさらいをしたいと思います。東京工業大学谷内田様から、ICカードの基本的な性質について御説明をいただきます。お願いします。

○ 谷内田益義氏（東京工業大学大学院理工学研究科特任准教授）

では、手元の資料に従いまして御説明をさせていただきます。既にいろいろな報告の中にご覧のように、ICカードともいうのは本人の確認のためのデータを安全に保持することができる媒体でございます。それからもう1つ本人の利用を確認するための鍵を持つことができます。それは本人の暗証番号等の場合もありますし、あるいは暗号鍵の場合もありますけれども、それを利用いたしまして、安全に本人の確認をすることができるというのが、大きな特徴になっております。特に暗号を使った本人の確認というのは、これから先のネットワークの世界での本人の確認には非常に重要な機能になっていると考えております。また、今、安全ということをお話をさせていただきましたけれども、今回はなぜ安心なのかということを中心に御説明をさせていただいて、ICカードをどのように使うのかといったことを御理解いただければと考えております。3ページ目にいきまして「ICカードとは」ですけれども、一般には演算装置と内蔵したメモリ装置で構成されております。これは小さなコンピューターになっておりまして、その中でいろいろな計算ができるというものでございます。1つには半導体自体の偽造といったものが非常に難しい状態になっておりますので、不正利用に強い。あるいはいろいろな意味でデータの保護ですとか安全性を確保した機能を持っておりまして、不正利用、あるいは安全性が高いということが出来ます。具体的には入力された情報というのは全部CPU、演算装置が監視しておりまして、鍵、パスワード等でデータを保護しておりま

すので、不正利用に強いということになります。特に最近、問題になっておりますのが、磁気カードでスキミングで情報を取り出して偽造するといったような使われ方が報告されておりますけれども、ICカードは磁気カードのように簡単に読み出すことはできないので、その点では安全であるということが出来ます。よく似たものでメモリカードというものがございまして。メモリカードも半導体を載せておりますけれども、それとの違いは安全に情報を保管し、安全な計算ができるかどうかという点になっております。この点でメモリカードとICカードというのは明確に区別しております。ICカードの安全性ですけれども、1つには耐タンパー性という機能がございまして。これは、いろいろな対策を打つことによって、不正な複製を防ぐという機能です。これは後ほど簡単に御説明をさせていただきます。それからICカードには鍵、これはパスワードになっている場合もありますし、暗号鍵になっている場合もありますけれども、それによって利用制限ができるということが非常に大きな特徴になっております。もちろんICカードでもメモリ上にデータが置いてありますので、そのファイルの情報は読み書きするということが可能ですけれども、鍵と組み合わせることによって、利用の条件の設定ができるということが特徴になります。正しい鍵を示した人にだけ正しい利用権を与えるということが可能になっております。この鍵ですけれども、普通のデータファイルと違いまして値を設定することは出来ますけれども、例えばチップの製造者であるとかカードを発行した人であるとか管理者であっても、その値を読み出すことはできない。安全に鍵の内容をチップの中に保存しておくことができるようになっております。この鍵の値を例えば本人を確認するための暗証番号であるとか、パスワードに設定すると本人だけしか利用できないということになりますし、それからネットワークの認証のための暗号鍵に使うといった利用ができます。もう1つ重要なのはあらかじめ設定された回数の照合ですとか認証に失敗しますと、自動的に鍵の利用を停止してしまい、それ以上不正使用ができないということが可能です。現在の銀行のカード等、磁気カードを使っているものは、実は3回失敗すると使えなくなるということがございまして。けれども、銀行側のホストコンピュータが管理しているものでして、例えば端末を換えると失敗の回数がクリアされてしまうということがあるようではございますけれども、ICカードの場合にはICカードのチップの中に失敗した回数情報がございまして、例えば5回というふうに設定されておりますと、連続5回目の失敗の時点で不正利用がそれ以上できなくなってしまうことになります。あと磁気カードとかICタグと呼ばれているものとよく比較されますが、どちらも読み取り装置があればデータを読めてしまうという問題があります。磁気カードですと、これは例えば読み取り装置をあるところから入手することが可能で、中身が読めてしまうわけです。場合によってはそれによって偽造されてしまうということがございまして。けれども、ICカードはそういったことは非常に難しい。あと、メモリカードは自由に読み書きができる。例えば、最近ですとUSBメモリですとかフラッシュメモリとかSDカード、例えばカメラとか携帯電話等で情報の記録に使われているものでも、これは自由に読み書きができてしまう。それに対してICカードはアクセスの利用制限がかかっていますので、安全に利用していただくことができるというものです。ICカードの耐タンパー性ということを簡単に御説明させていただきます。ICチップを例えばカードから取り出して解析することを考えます。それに対して、いろいろな対策が既に打たれております。例えば取り出しそのものを難しくするというので、樹脂を封入し

てそこから安全にチップを取り出しするのが難しくする。あるいは顕微鏡での観察等を考えますと、ICチップを多層化して解析を難しくする。それから異常に利用されたということを検出するようなセンサーを組み込んでおいて、電氣的な解析を困難にする。例えばセンサーで異常を検出するとデータを消去してしまうとか、機能を停止してしまうといったような対策です。それからあとはメモリが1カ所にかたまっておりますと、大体そこを読み出すと情報が読み出されるのではないかというようなことが考えられますが、メモリをいろいろなところにランダムに配置することによって再現を困難にするという、こういった様々な技術が導入されておまして、チップを取り出しても中身をわからなくするという対策を打っています。それからカードが使う消費電力ですとか、電圧の変化を統計的にはかりまして鍵ですとか、データの内容を推定するという解析方法もございますけれども、それには消費電力あるいは時間等をなるべく均一にするとか、あるいはランダムにするといったような手法を加えて、なるべくわからないようにするという対策がとられています。こういった様々な対策がとられておりますので、コピー、あるいは中の解析が非常に難しくなっているというのが、現在のICチップになっています。6ページ目ですけれどもこれはICカードとメモリカードの違いを模式的に示したものでございます。メモリカードは、例えば携帯電話とかデジタルカメラ等で使われているのを皆さん御存じだと思いますけれども、これは自由に読み書きができるものです。それに対してICカードは、それぞれのデータ、ファイルに異なった鍵がついておまして、正しい鍵を提示した人だけが利用ができるという、仕組みを持っています。この点で安全性が大きく異なってくるわけです。この安全性、鍵についてももう少し詳しく説明させていただきますと、7ページにございますように、データを格納しますファイルごとにいろいろな鍵を設定することができます。例えばここにファイルAとファイルBという2つのファイルがある例を示していますけれども、それぞれに読み出しの鍵、書き込み、追記ができる鍵、書き換えの鍵を別々に設定して、異なるアクセス権を与えることが可能です。例えば一番左の方はファイルAの読み出しの鍵だけ持っていますと、ファイルAの読み出しだけできて、隣のファイルBの利用はできないというような制御ができます。もちろん鍵を持っていないような方ですと、どちらのファイルにもアクセスすることはできないということになります。こういった機能を使っている具体的な例を8ページに示しています。これは、最近、幾つかの都道府県で発行が始まっておりますけれども、自動車の運転免許証の例です。新しい免許証は、ICチップ化されております。その中で本籍という事項がありますけれども、これはほかの住所などの情報とは違うファイルに入っています。両者に対しては違う暗証番号が設定されておまして、それぞれ記載事項の本籍を除いた情報にアクセスするための暗証番号、本籍を含む暗証番号、これを区別して利用制限をかけることができるという形になっています。ですから、今のICチップの載った運転免許証は合計8桁の暗証番号を設定するというのが基本的になっています。それによって4桁、4桁の2つの暗証番号で、異なるアクセスの制御をしているという例になっています。最近、金融サービスでICカードの導入が進んでいますけれども、これは安全性の向上というのが非常に大きなポイントになっています。偽造、不正使用を防ぐということで、これは具体的にフランスの金融カードの偽造による被害額の数字が出ているんですけれども、総取引額でいうと被害は10分の1になっているそうです。もう1つ重要なのがカードと利用する端末の認証という機能です。カードが使わ

れる端末の確認をすることができるということ。それから、もちろん端末側も正しいカードなのか確認ができる。これらの機能を使うことによって、正しいカードが正しい端末で使われている、要は不正な端末が使われていない、あるいは不正なカードが使われていないということを確認できます。高い安全性が確保できるという理由で金融では磁気カードからICカードへという大きな流れが変わっているわけでございます。券面の情報の重要性ですが、これはオンラインで使うだけでなく、何かしら対面でカードを提示して使うといったときには、最低限の情報あるいは偽造防止をするような対策が必要だろうということをお述べさせていただいております。例えばクレジットカードとかホログラム等が重要な情報になりますし、運転免許証あるいはパスポート等はもちろん高度な特殊印刷がされておりまして、チップそのものではなく、別の意味での真正性の確保というものがされておりまして、それから最低限、利用者の情報ということが大事です。誰のカードなのかわからない、そういう意味でカードの券面の情報というのも重要であろうと考えています。ICカードですけれども、最近皆さんいろいろなところで御利用される機会がふえていると思いますけれども、基本的には安全性を重要とするサービスで利用が広がってきています。運転免許証、パスポートは昨年から導入が進んでいますけれども、既に日本国内で数百万枚が発行されています。パスポートは大きさがICカードと異なりますけれども、ICカードと同じ技術が使われております。それから後ほど御説明があるのではないかと思いますけれども、住民基本台帳とかあるいはその中にあります公的個人認証サービス、こういったものが重要なアプリケーションになっております。最後にまとめでございますけれども、ICカードというのは不正に解析するすべての脅威から防御対策をとっておりまして、コピーをするのは非常に難しくなっております。それから重要なのが鍵、これは暗号鍵あるいはパスワードになりますけれども、その確認によってカードの利用条件を制限することができるということが重要になります。あと鍵の利用ですけれども、これは本人を確認するためのパスワード等の利用、それからカードの正当性を示すための鍵の利用、カードを利用するサービスあるいは端末を確認するための鍵の利用という、大きく分けますと3つぐらいの利用があります。鍵を安全に使ってそれぞれの正当性を確認する、できるというのが非常に大きな機能になっております。以上でございます。

○ 大山座長

ありがとうございます。それでは引き続きまして公的個人認証サービスにつきまして総務省から説明をお願いします。

○ 総務省（塚田大臣官房参事官）

総務省の官房参事官の塚田と申します。公的個人認証サービスについて御説明させていただきます。黄色い表紙のある資料でございます。公的個人認証サービスの概要について私の方から、詳細について課長補佐の藤井から御説明させていただきます。公的個人認証サービスというのは、現在は、住民基本台帳カードに載っているものですが、地方公共団体が電子的に個人を認証するサービスでございます。申請・届出等の電子手続きに当たってその名義人が本当に申請・届出等をした者であるか。あるいは送信途上で文章が改ざんされていないか、そういうものを確認するためのサービスでございます。1枚おめくりください。2ページでございますが、デジタル社会における課題ということで、

電子申請をする際にどのような課題があるかということをもとめたのがこのペーパーでございます。インターネット上におけるデジタル文書については、文書作成者の特定が困難、成りすましの危険がございます。また、送信途上でメッセージを書きかえることが容易で改ざんの可能性があります。そして、また送信内容の否認、送信していないことを防止することが困難だと、送信否認の危険がございます。こういう課題に対応するものがこの公的個人認証サービスでございます。成りすまし、改ざん、送信否認などのデジタル社会の課題を解決し、電子政府、電子自治体を実現するために、確かな本人確認ができる個人認証サービスを全国どこに住んでいる人に対しても安い費用で提供することが必要ということで、こういう課題に対応するために平成14年臨時国会におきまして、公的個人認証法が成立しまして、平成16年1月29日から公的個人認証サービスの提供を開始いたしました。電子証明書の有効期間が3年間、発行手数料が500円ということで、このサービスの発足、また現在の運営に当たりましては大山先生の御指導、大きな御尽力をいただいております。その概要につきましては下の図式がございしますが、このサービスは、言ってみますと電子的な印鑑です。通常の申請だと文書に押印した印鑑で本人確認をする。あるいは改ざんされているかどうかは、紙ですからわかります。あと割印なども行っているわけですが、そういうことを電子的にできるようにするものがこのサービスでございます。住民基本台帳のネットワークシステムを利用して、氏名、生年月日、男女の別、住所、こういう基本4情報に基づきまして個人を認証するというものでございます。サービスの運用主体は、都道府県知事となっております。住民の皆様からの窓口での電子証明書の発行申請を受けて電子証明書を交付するといった行為は市町村長が行うことになっています。このサービスは都道府県知事が運営主体となっております。その委任を受けているのが指定認証機関というものでございます。これを住民の立場から見ますと、赤い矢印がございするように電子証明書を使って電子申請をします。この電子申請を利用する者が右側の青い枠の中でございするように、基本的には行政機関とそして総務大臣が認証しました。民間認証事業者が、一定のコストを負担していただいて電子証明書の有効性を確認できるということになっています。その際に、指定認証機関を通して、電子証明書が失効していないかどうかを即時にチェックできるシステムになっています。次のページでございます。今、申し上げたサービスでございますが、その特徴は1つには厳格な本人確認ということでございます。住民基本台帳ネットワークと連動して、毎日失効情報を更新することにより、厳格な本人性の確認ができるということでございます。本人確認にあたっては、氏名、住所、性別、生年月日の4情報を使用しております。それから電子証明書の主な用途としましては、現在、国税の電子申告、納税システム、自動車のワンストップサービス、不動産の登記。それから先ほど申しました電子証明書の有効性を確認できる者、署名検証者と申しますが、現在は行政機関と民間認証事業者に限定しています。サービスの利用に必要な費用でございますが、これは電子証明書の発行を申請する際に住民は500円を市町村窓口を支払います。自宅のパソコン等で電子申請を行うにはICカードリーダーライタを別途準備する必要があります。それから情報提供手数料を指定認定機関に署名検証者は支払うことになっています。電子証明書の格納媒体でございますが、電子証明書は一定のセキュリティを満たすICカードに格納可能でございます。現在は住民基本台帳カードのみに載っております。そして、法律上二重発行の禁止という規定がございまして、電子証明書

の二重発行はできないことになっております。電子証明書の現在の発行状況は、今年9月末現在ですが、27.6万枚となっております。公的個人認証を活用するメリットでございますが、これは先ほど申しましたことを繰り返すこととなりますが、成りすましの防止による厳格な本人確認が可能。それから改ざん、送信否認防止による高セキュリティ情報の取り扱いに最適ということでございます。運用面では公的主体による認証基盤として3年間の安定的な運用実績があるということ。それから既存の基盤・法制度の利活用による迅速なスタートが可能であるということ。それから既存の設備が現在も動いておりますので、利用可能ということでございます。

○ 総務省（藤井自治政策局自治政策課長補佐）

では、続きまして後半部分、公的個人認証サービスの仕組みについて、私の方から御説明したいと思っております。7ページをごらんください。先ほど公的個人認証サービスを使うことによって、確かな本人性の確認を提供しているという話があったのですが、それにつきましては公的個人認証サービスでは公開鍵暗号方式というものを採用しまして、電子署名において確かなセキュリティを確保しております。左の青い枠の中にあるのですが、公開鍵暗号方式といいますのは、先ほどICカードの説明のところで鍵の説明がございましたが、公開鍵、秘密鍵といいます2種類の鍵。これは簡単に言いますと、文書を暗号化する鍵、または暗号化した文書をもとの文書に戻す鍵になります。この2種類の鍵を使うことによってセキュリティを確保する仕組みになっております。この2つの鍵に、公開鍵と秘密鍵はペアとなっております。片方の鍵で暗号化されたものは、ペアとして生成されたもう一方の鍵でしか復号できないという性質があります。また片方の鍵からもう一方の鍵を割り出すことが事実上不可能となっております。例えば公開鍵の方を公開しましても、その公開鍵によって秘密鍵を複製されるという恐れはございません。申請者、電子申請を行う申請者、例えば個人が秘密鍵で暗号化した文書を行政機関に送った場合、その送付された行政機関は公開鍵を使って秘密鍵で暗号化した文書をもとの文書に戻します。このことを複号化と言います。右の絵をごらんいただきたいのですが、まず電子申請を行おうとしている申請者である住民はその申請者が所属する都道府県に対して電子証明書の発行を申請いたします。それに対して都道府県の方から住民に対して電子証明書が発行されます。この電子証明書の発行の際にあわせて申請者である住民の秘密鍵と公開鍵という2種類の鍵をつくることとなります。これは後ほどまた御説明します。実際、電子申請をする際に当たりましては、まず申請者である住民が秘密鍵を使いまして、文書を暗号化します。そのあと申請文書と秘密鍵で暗号化した文書、電子証明書ともう一方の公開鍵、この4つを合わせて行政機関の方に送付いたします。受理した行政機関は、このまず暗号化された文書を公開鍵を使って複号化し、もとの申請文書と突き合わせた上で改ざんされていないかといったものを検知します。また電子証明書を確認することによって、その人が確かに申請者本人であるということを確認するという仕組みになっております。続きまして8ページになります。電子証明書を実際に発行を受けるための手続きについて、簡単に御説明いたします。最初ですが市町村の窓口におきまして申請書を提出いたします。その際に併せて電子証明書を格納するICカードを申請者が持参することとなります。これが先ほど御説明いたしましたとおり、現在は住民基本台帳カードのみとなっております。次に2番目に市町村窓口で本人性を確認いたします。この場合、

住民基本台帳データと照合しまして、確かにその人が実在していることを確認します。また写真つきの住基カードですとか運転免許証のような、顔写真のついているもので本人であることを確認いたします。3番目に本人が確認された後は、住民自身が、公開鍵及び秘密鍵のペアを生成いたします。これは市町村窓口で鍵ペア生成装置という特殊な機械が設置されておりまして、この中にICカードを入れまして鍵を生成することになります。続きまして、鍵ペアの書き込みが済んだICカードを窓口へ提出して、窓口の担当者は都道府県知事に対して電子証明書の発行を申請いたします。都道府県知事から電子証明書が発行されましたら、市町村窓口の担当者は、ICカードの中に電子証明書を書き込んだ上で申請者に交付するという発行手続きになっています。最後に9ページですが、公的個人認証サービスを利用したオンライン申請のイメージについて簡単に御説明させていただきます。まず、最初に自宅のパソコンで行政機関等のホームページを開きまして、その中から自分が行おうとしている申請ですとか届け出の手続きを選択します。続きましてオンライン上にある申請様式に記入いたしまして、先ほど電子証明書を書き込んだICカードをセットいたします。そして電子署名のところをクリックいたしますと、ICカード内にあります秘密鍵によって電子署名、つまり文書の暗号化が行われます。その後送信ボタンをクリックしますと、行政機関等に対して先ほど言いました申請書の本体と、暗号化された申請書、電子証明書、そして公開鍵の4つを送信することになります。受信した行政機関はまず電子証明書で本人性を確認して、そのあと公開鍵を使いまして電子署名、つまり暗号化された申請書を復号化してもとの申請書と照合し、これが両者が一致すれば改ざんが行われていないことを確認するという仕組みになっています。以上です。

○ 大山座長

ありがとうございました。たくさん説明をいただいたのでわかりにくい面もあるかとは思いますが。それでは資料3の主な論点の整理につきまして議論をしたいと思っております。その前に皆さん方から説明に対して質問があれば、これらは予備知識なので本当に申しわけありませんが、わかりにくいところがあればお聞きいただきたいと思っております。いかがでしょうか。ICカードの安全性については大体おわかりいただけたでしょうか。入れ物としてのICカードと、中に入っている公的個人認証サービスは全く違うもので、後の方で説明いただいたのは中に入っている電子署名と言われる技術です。谷内田先生にお願いしたカードと中に入っている公的個人認証サービスというのは全く違うもので、後の方で説明いただいたのはカードの中に入っている電子署名と言われる技術です。一方、谷内田先生にお願いしたのは入れ物の方の能力です。このセットになっているのが、今は住民基本台帳カードになるわけですね。南委員、何かございますか。

○ 南委員

いかに安全なものかということは御説明を聞く限りでよくわかりますし、それに対してこういうことが危険じゃないかというふうに申し上げるだけの知識も持ち合わせていないんですが。結局、最終的に行政の方が突き合わせて同じかどうかを確認するとか、そういう操作がありますね。それというのは結構一件一件かなり煩雑な作業ではないんでしょうか。そのあたりが、この方法によって物事が非常に簡略化するはずが、実は、確認の段階で人間の手が入っても

のすごく煩雑なものになるのではないかという印象を受けるんですけれども。

○ 大山座長

今の質問に対する回答していただけますか。今の質問は、申請の後に署名があっているかどうかの方ですね。

○ 総務省（藤井自治政策局自治政策課長補佐）

実は、先程の説明では省略したのですが、実際の照合に当たってどういう方法をとっているかといいますと、実は文書をまず暗号化する段階で、まずいきなり秘密鍵で暗号化するのではなく、前段階として文書の圧縮を行うのです。つまり、圧縮することによってデータ量を減らした上でそこをさらに秘密鍵で暗号化させます。その後、実際に行政機関に送りまして、受け取った行政機関はまず申請書そのものを同じように圧縮して、データ量を少なくします。一方、公開鍵で暗号化した文書をもとに戻した場合は、圧縮された、情報量の少ないデータに一旦戻りますので、その情報量の少ないデータ同士を突合させる、照合させることによって一致しているかというのを検知しています。委員のおっしゃるとおり、確かに申請書そのものですと非常に膨大な分量のものがありますので、それが全部一致しているかどうかというのを確認するのは大変なのは、まさにおっしゃるとおりですので、実際は一旦データ量を少なくすることによって迅速化を図っていくという、そういう手続きをとっております。

○ 大山座長

今の説明でおわかりいただけましたか。これを理解するのは簡単ではありません。電子署名を経験なさったことのある方は、あまりいらっやらないのではないかと思います。現状では、健康分野でもHPKIが動いています。なぜ必要かを理解いただくためには、デモか何かを見ていただくことが有効かと思いますが、デモはできますか。実際には、検証というボタンを押すとコンピューターが自動的に行うので、表には何も見えないかと思いますが、署名をするのも、署名するというボタンを押すと、署名しますか、イエスかノーを押して、イエスを押すと、カードをセットして暗証番号を入れてくださいで、利用場面では終わるようにできていると思います。そのため利用者に大変な手間をかけることは無いと思いますが、どんな動きか見せるには、コンピューターの中なので普通は見えないのですが、少なくとも何をすると結果がどうなるかをお見せすることはできるのではないかと思います。公的個人認証サービス側でも何かそういうデモを持っていますよね。HPKIで持っていればそれでも良いのですが、1回ごらんになっていただく方がわかりやすいのかもしれない。

○ 山本委員

HPKIはあります。

○ 大山座長

それでは、この件は次回、それ以降になるかもしれませんが、事務局側と相談した上でご覧いただきたいと思います。

○ 辻本委員

前は専門用語の森の中にどんどん迷い込んでいってしまって、ほとんど何

もわからないということで終わってしまったという印象を持っています。今回は秘密鍵とか公開鍵とか日本語であらわされているお話だったので、何とか一生懸命ついていくことができたかなというふうに思いました。1つは例えば住基カードはそういうことだったんだ、送られていて何も手続きもしていない、住民票コードのお知らせも引き出しの中に入れてままにしている、それがこういうことだったんだということを今、初めて知ったというお恥ずかしい状況です。というぐらい多分多くの国民の皆さんは、お知らせを受け取ってもどうしていいんだろうという状況、意味そのものもほとんど御存じないんじゃないかなというふうに思いました。1点だけ、多分若い方、今御説明をいただいた方たちの頭の中と私をはじめとする古いタイプの人間の頭の中の構造は全く違うんじゃないかと思うんですけど、そういうことを甘えとしていってられない時代になったんだということを享受できた上で、管理という問題が個人一人一人に大きな責任がかかってくると思うんです。果たしてこうしたシステムを一人一人が管理能力として持ち得るかどうかということからいうと、かなり私は難しいのではないかというふうに思うんです。ですから私はここでお話を伺いながら、限りなく利用するというか、住民という立場でお話を聞いていると、どれだけの人がこれをちゃんと利用できるんだろうか、管理できるんだろうかと。そのことが最初から最後までずっと不安なまま伺っておりました。質問ということではないんですけども、感想というようなことでちょっと申し上げておきたいと思いました。

○ 大山座長

ありがとうございました。今の件は室長の方から何かありますか。

○ 黒川社会保障カード推進室長

どれくらいの方が使いこなせるかというのは、まさに御指摘のとおりで。そういう意味で今日、冒頭に御説明をさせていただいたメリットと申しますか、効用、あの資料の中でパソコンが使えなくて自宅にパソコンがないというような人にとってどういうメリットがあるのかというようなところを、少し気を配りながらこの資料を作成してみたのですが。なかなかパソコンがなくてそれを使いこなせないと情報の閲覧ですとか行政手続きを自宅で行うというところまではなかなか行けないんですが、1人1枚のカードを持つことによって、例えば家族の方が同時に病気になったときにも利用ができるとか。医療保険の関係の手続きだと、年1回現状の確認のための手続きをしないといけないんだけど、それが不要になるということ。落としたりなんかした場合でも安全だとかという意味で、限定的かもしれないけれども、1人1枚のカードをお配りすることでそれなりに便利さというか安全さというかそれを感じていただいて、そして追々いろんな場面で使っていただいてどんどん利用ができるようになるというような感じで流れていけばいいかなというふうに考えております。

○ 辻本委員

少し議論がずれてしまうかもしれませんが、私どもは医療の電話相談を受けているんですけども、ある患者さんが眼科で簡単な手術を受けた。ところが請求のときに非常に高額な請求があった。不審に思ってカルテ開示、レセプト開示ということをしたら、診療報酬というのは高いレベルの手術をすると、3倍も4倍加算されていく仕組みになっていて、その人が受けた手術が非

常にレベルの高い手術ということで請求がなされていたということを御本人が知って、こういう場合どうしたらいいんでしょうというふうな御相談があったことがあるんです。今、お話を伺っていて例えば私たち患者が自分が受けた医療ということを検証する。これはうんと先の話になるとは思いますけれども、これだけのエネルギーというんでしょうか、投資をしてつくっていく限りにおいては、そういったことができるんだよという具体的な利用方法を国民にわかりやすく示していただく御準備ということをぜひお願いしたいなというふうに思います。

○ 黒川社会保障カード推進室長

カードを発行する際に、おっしゃられたようないろんな利用方法とかそういった説明を丁寧にやっていく必要があると思っていますので、検討してまいりたいと思います。

○ 大山座長

ありがとうございます。大江委員どうぞ。

○ 大江委員

あえて、この領域は専門ではありませんけれど、仮に専門でない人がきょうの御説明を聞かされたときにやはりもう1つわかりにくかった点は、この公的個人認証サービスで電子署名の仕組みで送られた文書が確かに本人から来たものなのかということは何となくわかると思うんですが、それと本人確認という、本人であるということを確認するということがどう関係しているかというのは、もう少しかみ砕いたペーパーがあるとわかりやすいのではないかと思いましたが、次回なりにそのあたりをもう1つブレイクダウンしたものを用意いただければと思います。

○ 総務省（塚田大臣官房参事官）

わかりやすいような資料をつくりまして、再度御説明させていただきます。

○ 大山座長

ありがとうございます。今のお話に補足をさせていただくと、対面で確認をしているということです。カードを発行するときに御本人と自治体の窓口は対面確認を行います。それで本人確認はできていると考えているのですが、御指摘のとおり、よりわかりやすい資料になる方が良いので、この機能は何で実現している、この機能はどこで行っているやっているとどのように明示するのが良いかと思います。

○ 高山委員

先ほどの辻本さんの質問に関連した意見ですけれども、どれだけの費用が医療、手術にかかったかということは、あらかじめどんな処方するのかということを経験者のベースでインフォームド・コンセントだとか、いろいろな形でやるのが先でして、医療の世界におけるルールの問題であってカードの問題ではないと思うんです。そういう問題をここと一緒にしない方がいいのではないかと。むしろおっしゃったような問題の処理は、医師と患者の直接の関係の中で、手術を受ける前に、事前に双方が納得する話ではないか。その問題をカードで解

決しようとしても無理ではないかというふうに私は思います。それからもう1点、御説明を聞いていて、安全性の向上等に今、技術屋さんたちがものすごいエネルギーを使ってやっている。不正だとか偽造が困難になっている状況にあるということは、私自身もこの説明で理解をしたつもりなんですけれど。もう少し冷めた目でいえば、どうせ人間のやっていることですから、リスクを完全にシャットアウトする、完全にゼロにすることは本当にできるのかというのと、やはりできないというふうに1回腹をくくる必要があるんじゃないか。にもかかわらずプライバシーの保護等には最大限のエネルギーを使い、いろいろやる。あるいはリスクが実際に発生した場合のアフターケアといいますか、そういうものをどうするかということを含めて対応をとるということではないかと思うんです。今の説明は恐らくリスクは限りなくゼロに近いというふうに努力をしていますというまでの説明だけれども、リスクはゼロにはなりませんということをして1回腹をくくらないといけないのではないかと思うんです。我々は常にいろいろな意味でリスクを抱えている。そのリスクをゼロにしない限り前に進めないかというのとそうではなくて、多少リスクはあっても例えば年金の記録の問題もそうですけれど、仮にこういうものがあつたら、ああいう問題はほとんど起こらなかったはずなんです。その利便性を無視してリスクがゼロにならないからこれはやったらだめというふうに我々が言っているのかという問題だと思うんです。ですからリスクはゼロにできない。そこは腹をくくった上で、リスクが起こった場合の対応策を別途考えつつ、利便性はやはり我々は追及していくということが大事だと、私自身は思っているんです。

○ 辻本委員

すいません。お言葉を返すようなんですけれども、もちろんインフォームド・コンセントとか患者と医療者との関係の中で解決していかなければいけない問題というのは別の議論だと、それは承知しております。ただこうした新しいシステムができたときに、例えば患者の側からそういうアクセスができるようになるということが、逆に医療を正していくというようなことにもつながっていく可能性があるんだよというのは、利用する立場の者としては少し明るいものを見いだせる気がしたお話だったものですから、別にインフォームド・コンセントのお粗末さを今ここで議論しようということでは申し上げたことではないことだけ確認したいと思います。

○ 大山座長

ありがとうございます。いろいろな形で使われるかと思いますが、一般の人にとっては、なかなか例えば医療保険の点数制度もわかりにくいのではないかと思います。そういうのが将来的に本人が確認でき、さらにわかりやすい制度に変わっていくといくのは、非常に良いことであり、本来そうすべきものだろうと私も思います。ただ、現状すぐにやろうとしても、簡単にできるかどうかわからないということがあります。まだ、他の議論があると思いますので、資料3-2を使って、この内容についても、そろそろ議論をさせていただきたいと思います。全体を通してという言い方でも良いかと思いますが、検討の方向性について、まだ細かいところはもちろん書ききれてはいませんが、この内容について皆様方から御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○ 大江委員

検討の方向性の1つ目の丸（○）の後半に、「他の社会保障分野における将来的な用途拡大を妨げない」という表現があるんですが、やや消極的といえますか。十分議論は必要ですが、将来の用途拡大にも積極的にこれが活用できるというような方向性の議論をすべきではないかと思えます。

○ 大山座長

ありがとうございます。事務局側は何か意図がありますか。「他の社会保障分野」という意味が皆様方に伝わっているかどうかもあるかと思えますが。

○ 黒川社会保障カード推進室長

今、意図といいますと、差し当たって前回資料で御説明したように年金・医療・介護分野での活用を考える。それがスタートラインだという意味でこういう書き方をしています。気持ちとしてはおっしゃるとおりできるだけ用途拡大を図っていきたい。ただ、この紙にも国際標準に準拠したものというようなくだりがございますけれども、こういうことをすることによって用途拡大を妨げるものではなくするというふうには考えております。

○ 山本委員

もちろん将来の用途拡大を妨げないとか積極的に検討するのは重要だと思うんですけども、これを制度として考える場合、例えば年金に使う場合のリスクをアナライズしないといけない。医療保険に使う場合のリスクをアナライズしないといけない。用途がふえればそれだけ作業がどんどんふえていくと思うので、したがって12月に結論が要するというのであれば、当面検討するのはやはり限定をしておいた方が、議論が発散しない方がいいのかなと思えます。

○ 大山座長

いかがですか。という御意見ですが。

○ 大江委員

今の確かに12月までという私たちのミッションを考えると、余り範囲を広げないということも大事だと思いますので、それに関しては了解しました。ただ、私が言いたかったのは、今後来年以降、さらに将来、近い将来にこのカードをこの同じ社会保障領域で閲覧情報を別の関係した情報の利用にも広げたいと思ったときに、明らかにそれが便利に使えるという仕組みはきちんと考えておかないといけないと思えます。単によそはよそでやるのを妨げないようにしておきますということでは、結局このカードが使えないから別のカードをつくってもいいですよという方向性に読まれかねないと思えますので、その点だけは強調したいと思えました。

○ 薄井政策統括官（社会保障担当）

妨げないという言葉が若干消極的ではないかというのが、御議論のスタートだったと思えます。ここはカードなり、あるいはカードを取り巻くシステムのスペックとして、当面、先ほど山本委員がおっしゃられたように、年金・医療・介護を念頭に考えていって、その段階でどういう課題があるのかということを決してまずやる。ただシステムのスペックとしては将来拡張、社会保障の他の分野で使うときに、それが困るというか、先ほどおっしゃった、例えばも

う1枚カードを出すとか、そういったことにならないように考えておかないといけない。そういう意味で、「妨げない」という言葉を使っているということをお聞きいただき、表現の問題はまた、もし、いいアイデアがあれば御示唆をと思います。

○ 堀部委員

その点を、第2点のプライバシーの侵害や情報の一元的管理に対する不安を解消するという、この方向自体はそのとおりですので、これを具体的にどうしていくのかというのが、今日伺った限りですと、私が国際的に議論をしている観点からすると、もう少しいろいろな仕組みを考えていくべきではないか。また、それは別途申し上げたいと思います。方向性とするのでいいかと思います。

○ 大山座長

ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。また戻っても構いませんので、もし、よければカードの要件につきまして、皆様方から御質問あるいは御意見があれば承りたいと思いますが、この辺はいかがでしょうか。

○ 堀部委員

質問ですけれども、この国際標準というのはISOか何かを念頭に置いているのでしょうか。

○ 大山座長

事務局側から回答いただけますか。

○ 事務局

カードそのものの要件についてはISO並びにそれを批准したJISの規格を正式に取り入れさせていただこうと考えています。

○ 大山座長

ほかはいかがですか。

○ 堀部委員

国際標準の意味はわかりました。そうしますとカードの要件というか、ここにどのような情報を収録するかということになりますと、これは後の方のデータベースとも関連してくると思うのですが、どういうデータベースをどうするか。これは住民基本台帳ネットワークシステムで随分と議論してきたところでありますけれども、そうするとここに書いてあるのはむしろ本人確認のために必要なものに限定すべきではないかということで、住基カードの場合も券面というのはビジブルなところであればあれば住所、生年月日、氏名でしたか。

○ 総務省（望月自治行政局市町村課住民基本台帳企画官）

住民基本台帳カードの場合は、基本的には御本人さんの名前だけ。プラスアルファで写真と住所、生年月日、性別。そういったもの、4つですけれども書けるようになっています。それ以外に住民票コードと言われている番号があり

ますが、券面には書きません。

○ 堀部委員

その住民票コードなどをこの券面に書くか。それぞれの年金番号があるわけですが、そういうものは券面には表記しないでICチップの中に入れておいて、確認できるといいますか、そういう仕組みにしていく。そういう趣旨であれば、こういうことでいいのかなというふうに思います。券面とはそういう意味ですね。この上に何を書くかということですね。必要最小限のものにとどめるべきではないか。それがほかで使われるようなもの、特に住民票コードについては厳格に管理することになっていきますし、またああいうふうにしなるとなかなか認められないということもあったので、恐らくその議論の延長線上からいくと、いろいろなコードなり番号なりというのは券面には出さないでいくということになるかと思います。

○ 大山座長

事務局側から今の件について何か補足はありますか。

○ 黒川社会保障カード推進室長

方向性としてはおっしゃるとおりでございます。まず券面とICチップの中という話がありまして、できるだけ券面には、氏名は書くとして、そこから先は書かないで済めば書かないで済まそうと思っております。ただ、結局データベースというか、電子的に資格確認をするということではなくて、カードを見て利用する場面というのがどの程度残るかというところとの兼ね合いもありますので、方向性としては必要最小限ということなのですが、先ほどおっしゃった番号を書くか書かないかとか、そういったところについては今後さらに検討をしていきたいと思っております。

○ 薄井政策統括官（社会保障担当）

今日、お手元に参考の1としていろんな社会保障関係の手続きというものを書いたものがあります。こういうふうな手続きを進める上で券面にどういう情報があればスムーズにいくか。あるいはカードのICチップの中にどこまで書いてあるか。そういうふうに物事を考えていくということで、今は別にこれだという答えが出ているわけではないのです。ただプライバシーとかセキュリティを考えると、できるだけ少ない方がいいですねという理念論をきょうは書かせていただいております。御議論をまた踏まえながら整理したいと思っております。

○ 堀部委員

その限りではここに書かれてあるようなことでよろしいのではないかと思います。

○ 大山座長

ありがとうございます。それでは大江委員どうぞ。

○ 大江委員

この4つ目の点（・）ですが、今の公的認証サービスの活用を検討すべきではないか。このこと自体は賛成ですが、これはカードの要件というよりも、カ

ードを実際に使うときの運用の方法に対する考え方というような気がするので、本来別枠にした方がいいのかなというふうに感じました。それはそうとしてちょっと確認なんですけど、先ほど御説明をいただいた公的個人認証サービスの活用では、どちらかと言うとオンラインにおける申請時に確認するというような説明があったわけですが。通常例えば医療機関で保険証のかわりとして使う場合ですと、対面で患者さんが持ってこられているわけです。こういった場合はここでは含まないと考えてよろしいのでしょうか。

○ 黒川社会保障カード推進室長

公的個人認証サービスというのは、おっしゃるとおり電子的、オンラインでいろいろな手続きをするときに必要となる、いわゆるかなり厳格な本人確認が必要な場合のサービスです。ただ、健康保険証として使う場合、おっしゃるとおり必ずしも公的個人認証サービスの機能が搭載されていなくてもいいのではないかと御議論はあると思います。だからここで活用を検討すべきではないかと申し上げたのは、情報の閲覧にも使えるカードですので、こういう活用を検討すべきではないかというふうに書かせていただきましたが、最初から配るときにすべてこのサービスの機能が搭載されたカードとして、最初から配らなければいけないかどうかというのは、議論の余地があるところだと思います。

○ 大江委員

オンラインでこのカードを今後情報閲覧に使っていく上では、公的個人認証サービスが活用できるようにしておくというのは非常に大事なことで、私もそれに賛成いたします。ただ一方で、今、お話ししたように医療機関で対面ですぐに診療を受けたいというときに、状況によってはオンラインサービスが一切使えない状況にあるということも想定しないといけませんので、そういった場合にもきちんと必要な機能が発揮できるという体制は考えておくという前提での話ではないかと思えます。

○ 大山座長

ありがとうございます。多分どれくらいの機関数を想定するかもありますが、一般的には、5割を超える時点がどっちかに振れることがよく起こります。言い換えるとオンラインで確認できるところが、5割を超えてくるとそちらへの流れがはっきりするということです。言い方は余りうまくないかもしれませんが、医療機関側もオンラインの対応を希望しているというように理解していますが、現実には医療機関にとってのプラスとマイナスの面をはっきりさせなければ決められないことではないかと思えます。一方では、資格確認の話が出てきていることは承知しています。

○ 薄井政策統括官（社会保障担当）

今のお話は例えば医療機関を受診される場合に、患者さんが救急車で運ばれるというケースもあって、その人がキーを言えるかと言えないわけです。ですから先ほど室長が申し上げたように、手続きをするとか閲覧をするとかこういうときには個人認証できちんとチェックしてということが求められるのではないかと思います。一方で受診の資格があるかどうかというのを一義的に確認するというのであれば、きちんと確認できる仕掛けがとれているか。先ほど座長がおっしゃられた、もちろんその場合も表面に余り書いてなければ、オ

ンラインがないとこの人は実際は、厚生労働省共済組合かわかりませんが、オンラインでつながっていれば現時点でそうかどうかすぐ確認できる。こういうことになる。そのときに個人認証のところまでは必ずしも求める必要はない。

○ 事務局

事務局から資料の説明の補足をさせていただきます。資料3-2の3ページが今の議論の話題になっているところ、カード利用時の本人確認等でございますが、これは1つ目の点（・）の3行目のところ、カードの利用者がカードの利用者本人であることをその必要性に応じて確認するということを書かせていただいております。このことの趣旨といいますのは、利用する場面、場面においてカードの利用者、本人確認というのをやる必要性というのとは変わってくることはあり得るだろうということ想定しております。必要性に応じた確認の仕組みというのをつくっておく必要があるということで書かせていただいております。

○ 山本委員

ちょっと細かい話で恐縮なんですけれども、その公的個人認証サービスを活用するのは賛成ですけれども、今のままの公的個人認証サービスを活用するというのでしょうか。

○ 黒川社会保障カード推進室長

今のままとおっしゃいますと、ここで書いた趣旨は、既に厳格な本人確認の手段としては公的個人認証サービスというのがあると。それ以外にまた同じようなものをつくるというのは、効率が悪いだろうということで書かせていただいております。公的個人認証サービスのあり方については、そちらの方でまた検討もあると承知しておりますので、それをまた踏まえながら考えていきたいと思っております。

○ 山本委員

署名に使う公的個人認証サービスをむやみやたらと認証、つまり本人確認に使うというのは、署名の安全性に影響を与えますから、公的個人認証サービスで、きちんと本人が確認ができるような仕組みをつくっていただいた上で活用するというのには、私は大賛成です。

○ 大山座長

重要な点を今御指摘いただきましたが、もし回答があればお願いします。

○ 総務省（塚田大臣官房参事官）

公的個人認証の制度というのは、あくまでも使う場面を想定して制度があるわけでございます。今のスペックというのが想定している場面とまた違う場面というものがあれば、公的認証制度そのものは可変的であって、その中で検討していくべきものと考えておまして、我々としても検討していきたいと考えております。

○ 大山座長

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

○ 大江委員

これは次の3のデータベースにも関連してしまう話で、両方にまたがることですがよろしいでしょうか。3のところにも最小限の結びつけ方法という番号に関することがでているわけです。これは2にも関連することで、本人確認のために必要最小限、必要な情報のうち、番号に関する情報は何かということ、少し議論する必要があるのではないかと考えています。この結びつけるためにどういう仕組みが要るかということとももちろん密接に関係するわけですが、私は現在の例えば健康保険証の記号番号のあり方ひとつをとっても、非常に大きな問題があると思っています。余り知られていないことなのかもしれませんが、保険者によっては被保険証は番号だけではなく、文字や漢字記号などを含んだ記号というものと番号という両者の組み合わせではじめて1人が特定できるというようになっていることがあるんです。この記号の部分というのは非常にくせ者で、決められた漢字で書いてもいいし、それを平仮名読みして平仮名で書いてもいいというような状況にあります。こういう文字のところだけで同一人物の保険証なのかどうなのかというのをコンピュータで同定することはできないんです。ほとんどの場合は番号だけですのでできますけれども、しかしかなりの数、まだ記号が運用されていてそういう状況にある。そんな状況ですし、しかも保険証の場合は、雇用関係が変わると当然また違う保険者から別の保険証をもらうということがあるわけです。前回にもお話ししたように、次々と保険者が変わっていくという雇用形態が現在は非常に増えているわけですから、ある時点で保険証とそれ以外の番号が結びつけられるということももちろん大事でしょうけれど、それ以上に大事なものは、一体その人は過去はどういう番号だったものを使っていたのかという情報。必要なときには結びつけられるという仕組みをつくっておかないといけないと思うわけです。そういう意味で年月といいますか、年月を経てもある人はこの番号を持っているという変化しない番号というのをきちんと1つ確立しておいて、それに対して、今は、保険証はこの番号である。年金番号はこれであるという、そういう連結のための、連結というのは何度も言いますが、現時点で連結するという意味ではなくて、経時的に変わっていても連結できるという、そういう安定した番号というのをこの際きちんと社会保障のサービスの中で活用できるようにすべきではないかと思えます。これについては、いろいろ議論をする面が残されていますし、どこが発行するのかとかいろんな問題があると思えますけれども、やはりこれをきちんと議論して一定の枠組みを示して、できればそれをきちんと番号として今回のカードに記入する。国民もその番号をこういうサービスを受けるときには使う。そういう仕組みを導入するという方向性をこの論点の中に書くべきではないかと思っています。その点が非常にあいまいですので、論点のまとめの中にもその辺がきちんとでないということから、これについては、次回以降でもう少し議論の時間をとっていただいて、論点の中に記入していただきたいというふうに思います。

○ 大山座長

ありがとうございました。今の件については何か回答ございますか。

○ 黒川社会保障カード推進室長

まず、この結びつけということの必要性については、今、御指摘がございま

したように各制度、各保険者ごとに番号なりおっしゃったように記号が混ざっているところもありますが、そういう形で管理をされていて、それを1人1枚のカードにするためには、各制度ごと各保険者ごとに入っている、例えばAさんならAさんという人が同じ人なのかどうかというところを確認していく必要があるのですが、そういう意味での結びつけが少なくとも必要になりますということを書いておきます。それでその結びつけをした際には、各制度ばらばらだったものが少なくとも結びつけられるということになるので、おっしゃられるように保険者が変わったようなケースにおいても、例えば年金であれば保険者は変わりませんので、その人が特定できるといいますか、ある保険者から喪失したという情報が入ることによって、その人は今は元の保険者のところにはないと、新しいところに移ったのではないかと、そういったことの推測できるということ、資格の管理に資する面があるのではないかと、というふうに考えているところです。ただ、おっしゃるようにさらに進んで、ばらばらに持っている番号というのを1つの番号にして、それでもって管理をしていくということが、御本人の立場からすれば幾つも番号を持っているよりも、ある1つの番号でいろんな権利を行使できるといいますか、サービスを利用できるという意味での利便性にもつながるといって、そういった統一的な番号をこの際導入するというのも1つの考え方なのではないかと、いうふうに考えておきます。ただ、この論点を取りまとめる段階では、御指摘のような御意見の方もおられるんですが、それについては各制度番号をそれぞれ持って管理しているのであれば、現状の延長でいいじゃないかというようなことを意見として持っておられる方もおられるので、そういったことにも配慮して、各保険制度ごとに付番されている被保険者番号の扱い等についてどう考えるかというような表現になっているところではあります。

○ 大江委員

事務局のお気持ちは、今、よくわかりましたけれど、申し上げたいことは、例えば今、私は来年度から始まる特定健診の制度のことで電子的な情報の枠組みをお手伝いしているんですけども、1つ例を挙げますと、今年、ある保険者Aという保険者に加入していて健診を受けたと、保健指導を受けていたけれども、12月にはもう辞めてしまって、しばらく無職だったけれども、また、次のところで働いて、今度はBという保険者に入った。そうすると、次の年度は、またBという保険者で健診を受ける。そうすると、このAという保険者からBという保険者には、健診のデータを移動させなければならないという仕組みにはなっていないんです。これは本人が同意して新しいBという保険者が要求すれば、前のA保険者は渡さなければいけないということになっているんですけども、要求しなければそのままでもいい。そうすると、次々に毎年変わっていくような、たまたま健診を受けるときには毎回違う保険者、あるいは行ったり戻ったりしているという、そういう方のデータがかなりの数、生まれてくるわけです。そうすると近い将来、当然こういうカードができて自分の健診データを見たいと思ったとき、今の保険者の去年データは見られますけれど、2年前のはわかりませんというようなことが、もう目に見えて起こると思うんです。これは、まさに年金で加入したり、また別のところに行ったりしているうちに本人もわからなくなってきた、どこかにアクセスすれば本当は全部見ればいいのと同じことが、この健診の中でも起こると思うんです。それを避けるためにはやはり各保険者がそれぞれ番号を持っているからいいじ

やないかというのでなく、それは、それであっていいですし、普段はそれを使っていけばいいんですけれども、それを全体に経時的にひもづけられるような何か1つのその人の番号というものを作ってあげて、その方にそれをお渡ししておくということをすれば、いつでもその方は安心して自分のカードを出せば、3年前の健診データを見ることができるといふふうになると思うんです。やはり、そういう枠組みをこれからの社会保障サービスの中で作っていくということは、今この機をおいて議論しなければ、なかなか次に、もういっぺんやりましょうということは難しいのではないかというふうに思いますので、12月までの議論で非常に難しいかもしれませんが、少しワンステップを踏み出すようなことは、この検討会でぜひ考えていければというふうに思います。多分一番心配されるのは、そんなことしたくない。そのような番号があったらずっと昔のことまでわかってしまうというような不安も当然あるわけです。これの解決方法は非常に簡単だと私は思うんです。そういう不安になったときには、その番号を変えればいいわけで、変えてくださいという申請をすれば、全く別の番号につけかえて過去の番号はもう廃棄してしまうということ是可以すると思いますので、そういったことができる番号というのを準備していくのがいいのではないか。それは年金番号ですと基本的にはもう今の枠組みでは1人1つの番号が永続的に使われ続けるということですから、年金番号を持ってこれを変えるということは、私は適当ではないだろうと。やはり新たな何か、こういうサービスのための共通的な経時的にその人に割り当てる番号というのを用意するのがいいサービスなのではないかというふうに思っています。

○ 堀部委員

ただいまの御意見は重要な御指摘かと思えます。これも、住民基本台帳ネットワークシステムの議論をしてきて、1つの論点はやはり番号といえますか、これをどうするかということがありました。どのようにこれを今後考えるかということは、相当きちんと議論しておく必要があろうかと思えます。最初、自治省が1995年だったでしょうか、出したときの最初の中間報告ではいわばほかの国でいう国民総背番号に当たるようなものを提起したのですが、これに対する反発が非常に強くて、そこでその後は住民票コード、番号ということを使わずにコードというようになりました。コードと番号は違うのかと当時も議論になりましたけれども、確かに11桁の番号ですけれども、住民票コードと表現も変えて、これは、今、おっしゃるような、終生変わらないものではなく変更も可能だということにもしましたし、ほかでの利用については厳格に制限する。民間での利用もできなくする。そのあたり、今後、番号というのを民間の医療機関がどう使うのか等々出てきますので、その番号をどうつけるかというのは、非常に大きな問題を持っています。その住民票コードは本人には全部通知をしていますが、とりあえずそういうことを申し上げました。

○ 駒村委員

大江委員の先ほどお話しされたことと関係するんですが、論点の1に書かれていること。どういうものが閲覧可能かということで、年金記録、レセプト情報、健診情報等と書いてあるんですけれども、もう少しこれを具体的に。特にレセプト情報はともかく、特定健診情報というのはこれから作られているわけですけれども、これが今どういう状況になっていて、どういうものまでを載せる、閲覧できるようなものを考えているのか。これはまだ資料が出てきていな

かったのではないかなと思いますので、ここらへんの補足資料をいただきたいのと、それから4ページ目の先ほどのデータベースのところでも、これはデータの管理それ自体は、カードと直接の関係はないのかもしれないわけで、データの管理をきちんとしたのぞき見や流出がないというのはそれはそれで必要なわけです。それは多分、今日、参考資料の2で健康保険組合の情報セキュリティについての資料が配られているわけです。一番上の施行が平成20年10月というのがまさにそれを指していると思います。ここらへんも次回、これ1枚では全くどういう状況かわかりませんので、データ管理、これに絡めてのぞき見や情報流出みたいなものが絶対ないということも一度、これは3のデータベースの管理のセキュリティ等に関するルールを検討すべきではないかということとさらに資料をいただければと思います。よろしくお願いします。

○ 黒川社会保障カード推進室長

1点目は後ほど事務局の方からお答えさせていただきまして、2点目のデータ管理の話は私の方からさせていただきますが、今日、お手元にお配りした参考資料をごらんいただきたいと思います。これをごらんいただきますと、基本的に個人情報保護法の関係のガイドラインと申しますか、諸規程のようなものです。若干、誤解を招くかもしれませんが、ごく大ざっぱに言えば、要するに結果責任を問うような話でありまして、前回の検討会で御説明させていただきました国の情報セキュリティのガイドラインのような、先ほどおっしゃったのぞき見だとか情報を持ち出してはいけないとか、そういった具体的なセキュリティ方策について定めたものでは、必ずしもありません。そういう意味で、参考で医療情報システムの安全管理に関するガイドラインですとか、その上のレセプトのオンライン請求に係るセキュリティに関するガイドラインとか、これがいわゆる国の統一基準的なものではあります。いずれにしてもここで何を申し上げたかったかという、健康保険組合等について申しますと、国と比較した場合に必ずしもデータベースの十分な、いわゆる情報セキュリティ対策のガイドライン的なものはない。だからそういうルールづくりが必要だろうという、そういう意味での資料としてつけさせていただきました。この現物そのものは、そういう意味で余りそのものずばりというようなものではないのですが、それはまた整理して提出させていただきます。

○ 事務局

事務局から少しだけ補足をさせていただきます。今の参考2について、もう少し御説明を差し上げますと、下から2つ目にありますものがレセプトのオンライン請求に係るセキュリティに関するガイドラインというものでございます。こちらはレセプト請求にかかわる医療機関、薬局、審査支払機関、保険者に対してガイドラインを示すものということになっています。その下の参考にあるものが医療機関等ということで、こちらは病院、診療所、薬局とが情報システムを導入、もしくは管理するに当たってのガイドラインということになっています。先ほど室長からございましたとおり一番下のものというのは、相当、詳細なものでございまして、内容も平成19年3月に改定されているものでございます。その上のレセプトオンライン請求に関するガイドラインにつきましては、その1年前の平成18年4月に定められているのですが、この二者につきましてはIT戦略本部の医療評価委員会の方でも内容が重なっていないんじゃないかと、統合がとれていないのではないかと御指摘をいただいております。

ころでございますので、今後、検討が進んでいくものだというふうに理解しています。

○ 大山座長

ありがとうございました。非常に活発な御意見をいただいていることに、まずお礼を申し上げたいと思います。うしろを見るともう3時近くなっています。また、この論点についての御議論は、今日が終わりではなく、当然のことですが、これからさらに行わせていただきたいと思います。恐縮ですが、今は3までお話が進んでいますが、4以降についても、関連資料等が必要であれば、事務局にお願いしますので、ご覧いただいて何か御意見があればと思います。せかせて申し訳ありません。時間が足りなくなってきているので、よろしく願います。

○ 黒川社会保障カード推進室長

先ほど特定健診情報の中身ということの質問がございました。ちょっとまだこれは具体的にどういう形の閲覧の内容になるかというのはまたこれからの話なので必ずしも整理されているかどうか承知しておりませんが、いずれにしても特定健診のところを検討しているところに問い合わせをしまして、何かお出しできるものがあれば、次回提出させていただきます。

○ 大山座長

ありがとうございます。ほかに皆様方、何かこの資料が欲しいという、関係することがあれば、お聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。どうぞ。

○ 大江委員

この費用負担のところカード導入に要する費用云々とあるんですけども、そもそも今回のICカードはどれぐらいの値段がするのかというのは関心があるところではないかと思うので、そのあたりのところを少し出していただくといいのではないのでしょうか。

○ 高山委員

諸外国の事例に関する紹介が極端に少ない表しかついでいていません。もう少し詳細なものがあつたら出していただきたい。特に先ほど大江さんがおっしゃったように番号というかコードというかは別として、そういうものを各国どういように管理しているのか。私個人としてはやはり一生基本的には変わらない番号を持ち歩いて、だれでも自分が覚えやすい番号にするというのが基本コンセプトだと思っています。先ほど委員の中にそれに違う意見があるという御指摘がありました。またおいおいそういう意見を拝聴させていただきたいと思っています。

○ 堀部委員

外国の例、今日3つ出ていますが、例えばイギリスでも数年前にカード導入ということで大変な議論になりました。最近はまだテロ対策との関係でカード導入をどうするかという議論もあるわけです。現地調査ぐらいをしてきちんと意見交換をしておく必要があるところです。ロンドンで住民基本台帳システムについて話をして欲しいと頼まれ、イギリス政府の関係者に説明したこともあ

るのですが、JUKIとローマ字で書き、JUKINETで通じるというところもあります。世界的にかなりいろいろ議論があるところですので、次回までに何かを出してほしいということではないのですが、相当大きな議論があるところだということは踏まえておいていただいた方がいいかと思います。

○ 大山座長

ほかはよろしいですか。それではまだ議論があるかと思いますが、前回と同様意見について、事務局の方にメール等でお上げいただきましてそれをベースにまた次回以降の議論に反映させていただきたいと思います。途中で終わった感じがありますが、事実途中です。次回引き続きということになるかと思いません。最後に終了する前に皆様方何か御発言があればと思いますが、いかがでしょうか。ございませんか。事務局側から何か補足はありますか。

○ 事務局

それでは次回の開催についてですけれども、次回第3回目の検討会につきましては10月23日火曜日午後1時から3時まで。会場は本日と同じこの会場を予定しております。また正式には御案内を差し上げたいと思います。

○ 大山座長

御質問等ございませんか。ありがとうございます。それでは第2回社会保障カードの在り方に関する検討会を終了させていただきます。本日はお忙しい中、ありがとうございます。閉会いたします。

以上

【照会先】

厚生労働省

政策統括官付社会保障担当参事官室
西川、釜崎

TEL 03-5253-1111(内線 2244)